

米国実地調査の報告



視察行程

月日	内 容
1月24日(月)	成田発→ジョン・F・ケネディ国際空港着
1月24日(月)	ニューヨーク市内 視察
1月25日(火)	フィラデルフィア市警 視察 テンプル大学 ラトクリフ教授 懇談
1月26日(水)	アメリカ国立標準技術研究所(NIST) 視察
1月27日(木)	米国アーバン・インスティテュート 視察
1月29日(土)	ジョン・F・ケネディ国際空港発→成田

視察出張者

	所属	氏名	役職
法的ワーキング	首都大学東京 都市教養学部法学系	星 周一郎	教授
	駿河台大学法学部	堀田 周吾	准教授
パナソニック	システム開発担当	佐藤 正章	主幹技師
	画像処理技術担当	山崎 龍次	TL
	北米開発センター	近藤 典弘	マネージャー

視察先	フィラデルフィア市警	警察本部副本部長 ジョン・J・ガイテンス氏
	テンプル大学	刑事司法学部 ジェリー・ラトクリフ教授
	アメリカ国立標準技術研究所 NIST:National Institute of Standards and Technology	所長 シータ・M・ファラニ氏 他
	米国アーバン・インスティテュート 司法政策センター(略称JPC) The Urban Institute Justice Policy Center	センター長 ナンシー・G・ラ ヴィーン氏

フィラデルフィア市警



警察本部副本部長 ジョン・J・ガイテンス氏



(中、下)フィラデルフィア市警

◇防犯カメラ導入の経緯

市議会からの要請に基づき、2006年5月から警察が関与
他の地区のシステム調査から開始し、ポリシーを設定

◇カメラ設置の主たる目的は犯罪防止、副次的に証拠保全
パトカーの導入など他の効率的な投資と並行して行う

◇2008年に11mil\$のコストを投じて134sq.milesの地区に215
台のカメラを整備

◇1箇所の管制室に映像を全て引き込んでいる。一部無線伝送
で接続障害が多発したが、有線化して対応

◇20名体制のオペレーターを計画したが、予算の関係で3名体制
で運用

◇警察内の技術部門が運用管理を行っている

◇防犯カメラと既設CADシステム(コンピュータ支援による配備シ
ステム)との連携が今後の課題

◇録音は法的な問題ではなく効果が低いという理由から導入し
ていない

◇民間設置の防犯カメラの映像提供については、概ね協力的だ
が、協力が得られない場合は令状を取得することもあり得る

◇効果検証について

テンプル大学と共同で効果検証を行った

全体として犯罪13%減少 体感治安も向上

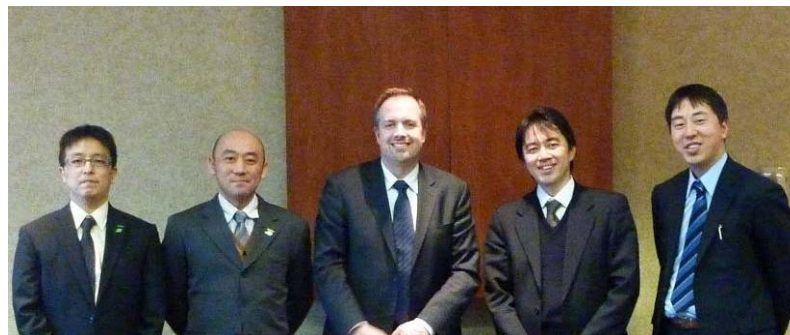
フィラデルフィア市警・CCTV管制室



- ◇中央に大型モニターが1台設置されている他、数十台のPCモニターが設置されている
- ◇3名程度でモニタリング等の業務を行っている

テンプル大学 ラトクリフ教授

北米大陸での街頭防犯カメラ設置状況について	
防犯カメラの設置・普及の経緯	10年程前からCCTVの整備が本格化し、ここ4～5年で設置が進んでいる
連邦政府からの資金援助の状況	警察は地域防犯目的で設置するため、連邦レベルからの資金援助は少ない
防犯カメラの利用目的	警察設置カメラの主要目的は犯罪抑止で、副次的に犯人検挙、証拠保全
市民の態度	市民の態度は好意的
防犯カメラの効果・影響について	
犯罪抑止につながるメカニズム	①犯罪者や周辺住民がカメラを認知することの効果 ②犯罪者が、捕まるリスクと犯罪から得られる利益のバランスを考慮して行動
一般市民に与える影響	ほとんど影響はないと考えられ、その他批判的な影響も測定されていない
防犯カメラの効果測定方法について	
研究デザインについて	一番良いのは無作為的統制実験(randomize control trial) 地理情報システム(GIS)を活用した効果測定を研究している。
防犯カメラの運用基準や導入手続について	
データ提供の基準等について	フィラデルフィア市警察の場合、特に基準等は定めず、捜査サイド等の要求があれば提供するという形での運用であるが、現在まで特に問題は生じていない
プライバシー影響アセスメント(PIA: Privacy Impact Assessment)に関する見解	防犯カメラの導入に関してPIAの必要性は主張されていない 米国市民が気にするのは電子データ(クレジット履歴など)に関するプライバシー問題である。



(中央)ジェリー・ラトクリフ教授

米国アーバン・インスティテュート 司法政策センター



(中央)センター長 ナンシー・G・ラ ヴィーン氏

- 米国司法省の委託に基づく防犯カメラ研究の概要
 - ◇3市(ボルチモア、シカゴ、ワシントンD.C.)での効果測定
インパクトアナリシスの結論:ワシントンは効果なし
ボルチモアとシカゴでは一部効果あり
→その場合、全ての罪種に認められる
ボルチモア・シカゴでは画像認識技術の検討も実施
 - ◇防犯カメラ導入について
導入に際して一定の手続等を実施する必要がある
カメラ導入後の運用の費用の確保が課題
 - ◇行動認証機能
 - ◇ワシントンD.C.では、銃声検知があるがカメラと連動しない
ボルチモアでは、画像認識で発砲を検知(ガンフラッシュ検知)
シカゴでは銃声検知にカメラが連動
ナンバープレート自動認識も運用
 - ◇行動認証ではアラームに対応する人員が必要
- 主な質疑
 - ◇カメラに対する市民の対応
カメラ導入の反感より、導入しないことへのクレームが強い
プライバシー侵害の許容度はコミュニティにより相違がある
許容度は急速に変化し、特に若い人たちはプライバシーをあまり気にしなくなっている(例: Facebook等の普及)
 - ◇設置基準・運用基準について
ワシントンD.C.以外でも、設置基準等(内部文書)は存在
米国司法省制定の運用規準もある
→ただし、各地警察署の裁量が強く、実態の把握は困難
 - ◇防犯カメラ導入の際のプライバシー影響アセスメント(PIA)について
PIAを実施した例はなく、その必要性も主張されていない

ニューヨーク市内状況



港湾委員会バスターミナル



地下鉄



タイムズ・スクエア地区の防犯カメラ



タイムズ・スクエア地区の設置表示

ワシントンD.C.市内状況



モール地区(連邦議会議事堂周辺)は設置表示なし